

Title	「安南史上の一政權としての土變」を読む
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.3 (1935. 12) ,p.108(474)- 108(474)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19351200-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「安南史上の一政權としての士燮」を讀む

昭和十年六月刊九大史學會發行「史淵」第十一號に山内晋卿氏の標題の如き論文が見える。漢末吳初の交趾太守たる彼が當時安南に於て獨立王侯の實力をそなへ、決して單なる刺史郡守と同視すべきでないことを説いてをられる。同氏の利用せられた材料は僅かに「越史略」と「安南志略」と「歐亞紀元合表」とに止まつて日本刊本もあり、ごく普通な「大越史記全書」を参照せられてゐないことは遺憾である。同書は安南の正史と目すべきものであり、中に士王紀をたててあるから著者は是非敘及すべきものであつたらう。また同論文九・一〇頁に張瓊「歐亞紀元合表」の「陳時加封して善感嘉應靈武大王となす」と云ふ文句を引き、「陳時加封」云々と云ふのは恐らく南北朝の陳代のことではない。その據る所は不詳なれども之は士氏の歿後、吳主孫權がその臣の陳時と云ふ人を彼れの後任として交趾太守とした。此所に陳時と云ふのはこの人を指したものであらう。「加封」と云へば、士氏既に生前に王となつたやうに見える。それは兎に角にその稱號を一見すると何だか神號らしく見えて爵名らしく見えない。また爵名ならば吳主が封すべきであつて太守の手加減に委するの可笑しい。恐らくは之は士氏の歿後、吳主のその一門に對する處分が不信であつてその地方民心に鑿き足らざる所があつた爲に、太守が民心鎮撫の一策として士氏の祠廟を立て神號を附けたと云ふやうな小刀細工ではなかつたらうか」と述べてをられる。然しこの陳時は果して人名であらうか。Tchang, Synchronismes chinois, p. 160. によると、此所を *Titre conféré par les* *Thien* 譯, vers 557-590 「陳朝に賦與された稱號」と譯してをる。張の引用した「大南國史演歌」の原本を見ると十三枚欄外に「後陳追封善感嘉應靈武大王」とある。即ち「時」と云ふ字は本來ないから合表の「陳時」は「陳朝の時」の意であらう。たゞし張はこれを南北朝時代の陳と見てをるが、これは安南の陳朝(一二二五—一四〇〇)と見るべきが妥當であらう。祠廟に稱號を加封することは後世阮朝にまで及んでをる安南國風である(松本信廣)。